

平成 23 年 11 月 17 日
政治研究会会員各位

明治大学法学部法律学科 2 年
石塚啓

政教分離

～宗教と政治は何処まで関わり合えるのか？～

目次

- 0, はじめに
- 1, 宗教と政治の歴史（日本）
- 2, 日本における政教分離
- 3, 海外における政教分離
- 4, 論点
- 5, 参考文献

0、はじめに

太古の昔、政治はどのように行われていたか？

世界最古の文明とされる、メソポタミア文明では神殿を中心に神権政治が行われていたとされる。宗教を定義することはすこぶる困難であると言われるが、「世界宗教大辞典」の定義によれば『人間の力や自然の力を超えた存在を中心とする観念であり、その観念体系に基づく教義、儀礼、施設、組織などをそなえた社会集団である』とされており、メソポタミアにおいても宗教と政治が密接に関係していたといえよう。

日本においても、本居宣長の古事記伝によれば、『祭事（まつりごと）と政事（まつりごと）とは同語で、その語源は奉仕事（まつりごと）から来たのであろう。天皇に仕え奉ることを服従（まつろう）と言ひ、神に仕えることを祭りと言ふも、本は同じである。』とされており、古来より政治と宗教が一体であった事がわかる。

ところが、今の日本においては、政治と宗教が一定以上の関わりを持つと「政教分離」が問題となる。宗教と政治は何処まで関わり合えるであろうか。以下検討していきたい。

1、宗教と政治の歴史（日本）

1 - 1、旧石器時代～縄文時代

・岩戸遺跡からは約 2 万年前のものと思われるこけし型の岩偶が見られ、旧石器時代にも

何らかの信仰があったことがうかがえる。

- ・縄文時代においては、土偶が作成されており、これも何らかの祭祀をうかがわせるものである。

1 - 2、弥生時代

- ・魏志倭人伝に、邪馬台国の概要が伝えられているが、その中で『女王は鬼道によって人心を掌握し、既に高齢で夫は持たず、弟が国の支配を補佐した。』との記述があり、卑弥呼が呪術を司る巫女（シャーマン）のような人物であり、邪馬台国は原始的な呪術国家とする見方がある。

1 - 3、古墳時代

- ・ヤマト王権の成立し、原始神道が成立したといわれている。実際、古事記や日本書紀の神話に登場する神々は現在多くの神社で祀られている。

1 - 4、飛鳥時代

- ・仏教が伝来し、天皇の仏教帰依について物部守屋と蘇我馬子に対立。
- ・蘇我馬子が物部氏を滅ぼし、現在の飛鳥寺を建立する。
- ・推古天皇の摂政聖徳太子は、十七条憲法を制定するが、これには『篤く三宝を敬へ。三宝とは仏・法・僧なり。』とあり仏教の強い影響が伺える。

1 - 5、奈良時代

- ・聖武天皇は、疫病や天災を抑えるため、聖武天皇は仏教に深く帰依し、国分寺建立の詔と東大寺盧舎那仏像の建立の詔を出している。

1 - 6、平安時代

- ・桓武天皇は中国皇帝にならい郊天祭祀を行った。
- ・本地垂迹説（日本の八百万の神々は、実は様々な仏が化身として日本の地に現れた権現であるとする考え）があらわれて神仏習合が進んでいった。
- ・中国仏教（天台宗、密教）が最澄、空海によって伝来される。

1 - 7、鎌倉時代

- ・幕府によって、禅宗が保護される。
- ・建仁寺が、2代将軍・源頼朝の保護により臨済宗の開祖・栄西によって開かれる。
- ・8代執権・北条時宗は宋から無学祖元をまねいて参禅し、円覚寺を建てて初代住持とした。
- ・元寇ののちは石清水八幡宮はじめ各社で敵国調伏の祈祷がなされた。
- ・法華宗の宗祖である日蓮は、鎌倉幕府への批判をとがめられ、1261年に伊豆国伊東に流

罪となった。

1 - 8、室町時代

- ・将軍家は臨濟宗に帰依していた。
- ・日蓮宗の日親は、足利将軍家の日蓮宗改宗を目論み、投獄や拷問を受ける。
- ・浄土真宗本願寺教団の力は守護大名に匹敵し、加賀一向一揆では、守護大名・富樫政親が倒され、以後90年間「百姓の持ちたる国」が続く。

1 - 9、戦国時代・安土桃山時代

- ・天台宗の比叡山延暦寺が織田信長によって焼き討ちされる。
- ・キリシタン大名が登場する。例えば、大村純忠は熱心なキリシタンで、領内の寺社を破壊し、先祖の墓所も打ち壊した。
- ・豊臣秀吉は、伴天連追放令を出す。サン・フェリペ号事件をきっかけとして、26人のカトリック教徒が処刑される。
- ・秀吉は、死後自信を八幡として祀るように遺言をするがかなわず、「豊国大明神」という名称で祀られることとなる。

1 - 10、江戸時代

- ・日蓮宗不受不施派は、徳川幕府によって弾圧される。
- ・本願寺の勢力弱体化のために、東本願寺と西本願寺を分裂させた黒幕は家康であるとされる。
- ・家康は、伴天連追放令を出す。その後、鎖国政策の強化とともに、キリスト教弾圧は厳しさを増す。
- ・天和の大殉教では、55名のキリシタンを処刑。
- ・宗教統制の一環として、寺請制度（寺請証文を受けることを民衆に義務付け、キリシタンではないことを寺院に証明させる制度）が幕府によってつくられ、宗教を完全に幕府の下に収める。

1 - 11、明治時代～戦中

- ・従来の神仏混交が改められ（神仏分離）、寺請制度が廃止された。
- ・神仏分離令などにより、廃仏毀釈運動が高まる。例えば、大阪住吉神社の神宮寺の二つの塔をもつ大伽藍は、1873年（明治6年）にほとんどが壊された。
- ・江戸時代までは寺院法度によって禁止されていた僧侶の肉食・妻帯を、明治政府は「肉食妻帯勝手なるべし」とし、破戒により僧侶を還俗させようとした。これにより、日本の多くの仏教の宗派の僧が破戒僧の状態である。
- ・神社は行政組織に組み込まれ、皇室を中心とする国家神道に再編されていく。

- ・大日本帝国憲法は、信教の自由が明記されていたが、神道に対する政府の公式見解は「神道は宗教ではない」という解釈に立脚し、神道・神社を他宗派の上位に置く事は憲法の信教の自由とは矛盾しないとした。
- ・内務省には神社局が設置されており、神道は一種国教的扱いであった。
- ・大本（教）は合計2回の国家権力による弾圧を受け、特に1935年の第2回大本事件では、治安維持法と不敬罪が適用され教団は事実上消滅した。全施設は、ダイナマイトで爆破され、一部信徒は発狂するまで拷問を受けたとされる。
- ・1940年に政府の強い要請により、プロテスタントの教派が合同し、日本基督教団が設立される。戦時中はおっぱら戦時体制に貢献した。
- ・1943年、創価学会の前身である創価教育学会も弾圧をされる。創価教育学会の創立者・牧口常三郎は栄養失調と老衰により獄中で死去する。

1 - 12、戦後

- ・GHQにより、神道指令が出され、国家神道は終焉する。
- ・日本国憲法により、宗教団体への特権付与の禁止、宗教団体の「政治的権力」行使の禁止、国の宗教的活動の禁止が定められる。
- ・靖国神社を国家管理のものとしようとする靖国神社法案が、1969年以降自民党から議員立法として提出され続ける。1974年には衆議院で可決するが、参議院で廃案となる。
- ・首相による靖国神社参拝が問題となる。戦後に限定すると、28人中14人の首相が計67回参拝している。終戦の日の参拝は8回。なお、初めて終戦記念日に参拝をした首相は、三木武夫である。
- ・1960年代から1970年代にかけて創価学会・公明党による原論出版妨害事件が発生する。明治大学教授・藤原弘達が出版しようとした「創価学会を斬る」の出版を妨害。公明党委員長の要請で田中角栄自民党幹事長が著者に出版の中止を求め、「初版分は全部買い取ろう」と圧力をかけた。著者は出版の意思を崩さなかったが、大手取次店が全国への配本を断り、一般紙も広告掲載を断り、国鉄・私鉄も中づり広告を断るなどの事態が引き起こされた。また、この本を直接出版社からとりよせた書店も、脅迫、いやがらせを受けた。なお、本事件については、創価学会・池田大作会長が正式に謝罪をしている。また、この事件をきっかけとして、公明党と創価学会の政教分離が進められる。

2、日本における政教分離

2 - 1、日本国憲法における政教分離

第二〇条

- 一 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を

受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

三 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

日本国憲法 第八十九条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、
.....これを支出し、又はその利用に供してはならない。

つまり・・・

- ・特権付与の禁止

特定の宗教団体に特権を付与すること。宗教団体すべてに対し他の団体と区別して特権を与えること。

- ・宗教団体の「政治的権力」行使の禁止

国家が宗教団体に行使させてはならない「政治上の権力」とは、立法権、課税権、裁判権・公務員の任免権・同意権などの本来国が独占すべき統治的権力のことを指し、宗教団体を政治参加させてはならないという意味ではない、と理解するのが通説である。

- ・国の宗教的活動の禁止

宗教の布教、教化、宣伝の活動、宗教上の祝典、儀式、行事など。

2 - 2、政教分離に関する判例

- ・津地鎮祭訴訟（昭和 52 年 7 月 13 日大法廷判決）

わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらし行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。（中略）(憲法二〇条三項の禁止する宗教的行為とは)およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。

本件起工式は、宗教とかかわり合いをもつものであることを否定しえないが、その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般的慣習に従つた儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから、憲法二〇条三項により禁止される宗教的活動にはあたらないと解するのが、相当である。

- ・愛媛県靖国神社玉串料訴訟（1997年4月2日大法廷判決）

我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであり、県による宗教的活動のための違法な公金支出と判断し、目的効果基準に照らし、県が靖国神社又は護国神社の挙行した例大祭、みたま祭又は慰霊大祭に際し玉串料、献灯料又は供物料を県の公金から支出して奉納したことが憲法二十条三項、八十九条に違反するとした。

- ・中曽根首相公式参拝訴訟

1992年2月28日、九州靖国神社公式参拝違憲訴訟における福岡高等裁判所判決では、公式参拝の継続が靖国神社への援助、助長、促進となり違憲と判示。関西靖国公式参拝訴訟における1992年（平成4年）7月30日大阪高等裁判所判決では、公式参拝は一般人に与える効果、影響、社会通念から考えると宗教的活動に該当し、違憲の疑いありと判示。いずれも確定判決である。玉串料を公費から支出する首相公式参拝は憲法の政教分離原則に反する違憲が確定した。

- ・小泉首相靖国神社参拝訴訟

2004年4月7日には、福岡地裁で、2005年9月30日には、大阪高裁で違憲判決が示されている。ただし、最高裁は憲法判断を回避。

- ・砂川市政教分離訴訟（2010年1月20日大法廷判決）

砂川市内に鎮座する二つの神社、（富平神社・空知太神社）について別々に争われ、前者は神社が鎮座する市有地を神社を管理する町内会に市が無償譲渡した。後者は市が町内会に対し、市有地を無償貸与していたが、敷地内は鳥居が建てられ、また、町内館会館内部に祠が建てられた。しかし、そのような土地利用は公共の土地である以上、日本国憲法に定められている政教分離の原則に反するものではないかと訴訟となった。

最高裁は、前者については市有地内に神社が鎮座する違憲状態の解消の為の行為であるので裁判官の全員一致で合憲と判断し、判決が確定した。一方で後者については小学校の敷地拡張に協力した住民への感謝の意、そして公共的な意味合いで始まったものとしても、市が特定の宗教団体に便宜を図っていると一般人の目線から見て判断されてもやむを得ないものであり、前述の過去と勘案しても、日本国憲法の定める政教分離の原則に反しており違憲である、と判示した。

2 - 3、宗教団体の政治参加

内閣法制局は、『憲法の政教分離の原則とは、信教の自由の保障を実質的なものとするため、国およびその機関が国権行使の場面において宗教に介入し、または関与することを排除する趣旨である。それを超えて、宗教団体が政治的活動をすることを排除している趣旨ではない。』という見解を示し続けている。

- ・創価学会

創価学会は公明党の支持母体である。創価学会員による選挙運動は周知の通りである。現役創価学会員のコラムには『「今回は私は～を投票したいんだ」と幹部に告げたとする。当然幹部は説得に来るでしょう。いわく公明党の候補者は「人物的に立派だ」「理念がある」「仲間である」等。最後が引っかかる。「仲間である」これを言われるときついものがあると思う。よっぽど「悪い」実績がある候補者でない限り同じ信仰を持つ者の不利になるようなことする事は辛いものだ。そして、他の頑張っている身近な会員の努力を打ち消すようなことをするのである。会合に出るのも辛いだろう。目指すものが違うのだ。他の会員たちは自分の宗教理念を政治の世界に実現しようとして支援活動をしている（これは憲法で保証されていることである）。とすると自分のしていることはみんなの信仰活動を邪魔する行為なのではないか?』と公明党への投票動機が語られている。なお、かつては、創価学会文化部としての性格が強かった公明党も言論弾圧事件以来、政教分離が進んでいるとされる。

- ・天理教

戦後初めて、政界に進出したのは天理教であるが、現在は特定候補の擁立をしていない。（天理教の本部のある天理市の名前は天理教から取られたものであり、教団と市には強い結びつきがあるとされる。）

- ・統一教会

国際勝共連合という団体をもって、自民党を支持している。

- ・神社本庁

神道政治連盟という政治団体によって、主に自民党を支持している。所属の国会議員は「神道政治連盟国会議員懇談会」を組織している。

- ・幸福の科学

教祖・大川隆法による「幸福実現党宣言」により立党するが、現在、国会に議席を持つことはできていない。

- ・個人レベルでの政治参加

石橋湛山（日蓮宗の僧籍を持ったままでの首相就任）、綿貫民輔（神主でありながらの衆議院議長に就任）などがある。

3、海外における政教分離

3 - 1、アメリカ

- ・合衆国憲法修正第1条には、「議会は、国教を樹立し、あるいは、信教上の自由な行為を禁止する法律・・・を制定してはならない」とある。
 - ・国家の許される宗教的行為の基準として、
 - ①政府の行為は適法で世俗的な目的をもつものでなければならない。
 - ②政府の行為はその主たる効果が宗教を助長または抑制するものであってはならない。
 - ③政府の行為は政府と宗教との「過度の関わり合い」をもたらすものであってはならない。
- とされる通称レモンテストという基準が合衆国最高裁判所で示された。
- ・紙幣・コインには"**In God We Trust** (我ら神を信ず)"の文言が刻まれているし、議会には宣教師が専属し、議会内には礼拝堂がある。また、証言や大統領などの公職就任の際に宣誓 もしくは確約が求められるが、このうち宣誓は神に対する誓いである。

3 - 2、フランス

- ・ライシテの原則に基づく。ライシテとは非宗教性、世俗性、政教分離等の概念を含んだフランス独自の原則で、国家をはじめとする公共の空間から宗教色を排除することで、私的空間において信仰の自由を保障する。
- ・2004年には公教育の場でムスリムの女子学生のスカーフをはじめとしてユダヤ教のキッパなど宗教的シンボルを禁止する法案が成立した。

その他諸外国には、特定の宗教が国教として憲法に明記されている国が多数ある(デンマーク、ノルウェー、サウジアラビアなど)

4、論点

- ①宗教団体は、政治への関与はどの程度許されるか？
(例えば、政党を結成して、国政を左右することは許されるべきか?)
- ②政治家による、特定の宗教施設への参拝は許されないのか？
(例えば、靖国神社への首相参拝は許されるべきか?)
- ③公共の場において、宗教的シンボルは排除されるべきか？
(例えば、大学の講義にスカーフを着用して出席してはいけない?)

5、参考文献

- ・日本の歴史全般は、インターネット上の様々なHPによる
- ・フランスの政教分離

<http://kudo-yoko.com/blogengine/wp-content/uploads/2009/05/090330_laicite.pdf>

- ・島田 裕巳「創価学会」新潮文庫（2004）
- ・アメリカ合衆国の政教分離

<<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-portrait-usa08.html>>

- ・信仰心と支援活動 <<http://www.kt.rim.or.jp/~nori-shi/gakkai/s-3.htm>>
- ・憲法判例百選 I 有斐閣（2007）